

青森県警察ライドシェア運用要綱の制定について

〔 令和 7 年 1 月 23 日警務第 328 号
青森県警察本部長から各所属長宛て 〕

【概要】

本通達は、移動に係る経費を最小限に抑え、現有車両を最大限合理的に運用することを目的に、県内を 6 つの連携エリアに分け、1 台の車両に所属が異なる複数の職員が乗り合わせる「ライドシェア」の活用を推進するべく、要綱を制定したものである。